

広報

第998号

いながわ

10月

令和4年
(2022年)



読書の秋♪絵本を読むのってたのしいね♪(図書館)

特集 知ってほしい!手話のコト

TOPICS

新型コロナ関連情報

10

令和5年度

留守家庭児童育成室(学童保育)入所児童募集!

8

道の駅いながわ移転事業にかかる住民訴訟について

11

瞬(ときめき) 宇都宮 叶多さん

25

いながわ特派員報告

ベテラン女子力を活かそう!~シルバー人材センター女性部~

28



力強く美しい「キバナコスモス」(銀山)

手話×支え合い



町の責務 ～猪名川町手話言語条例～

手話によるコミュニケーションを取りやすい環境をつくり、聞こえる人への手話の理解の促進および普及を目的として条例を制定しました。

手話が言語であることを認識・理解し、地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができる町を目指します。

猪名川町手話施策推進会議

聴覚に障がいのある人および意思疎通支援者などで構成され、手話に関する取り組みを推進するための方針を定めるとともに、その普及と理解の促進に努めます。

特に、講座や研修などを通じて多くの人との交流の場を作ることで、手話について理解を深める機会を増やしたいと考えています。

特集 知ってほしい！手話のコト

そのような中、平成18年に国連総会で、「手話は言語」であることが認められました。5年後の平成23年には、日本でも障害者基本法が改正、「言語に手話を含む」ことが明記され、はじめて法的に位置づけられました。町では、「猪名川町手話言語条例」を制定し、町手話施策推進会議を中心に手話を中心に手話を伝えています。

手話は言語

聽覚に障がいのある人のうち、主に手話で会話をすることを「ろう者」といいます。ろう者にとって手話は必要不可欠です。しかし、近年までは、聞こえる人のコミュニケーションは、相手の口の動きを読み取り、発声して会話をする「口話」が重要であるとされており、手話で話すことでの口話の習得を妨げるとして、手話の使用が禁止されていました。そのため、手話を使うことに対する理解されないことが多く、差別の対象となることも少なくありませんでした。

聞こえる 皆さんにお願いしたいこと

- ◆ 「聞こえない人」だから話さないのではなく、ジェスチャーや筆談などでもろう者とコミュニケーションをとる工夫をしましょう
- ◆ 事業所などでは、どんな人でも利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境をつくるために配慮していきましょう

ろう者の 皆さんにお願いしたいこと

- ◆ 町と連携し、手話の基本的なことから知つてもらえるよう工夫していきましょう

町では、令和4年4月1日に猪名川町手話言語条例を施行し、現在普及に向けて取り組んでいます。

今号では、手話という言語のことや町内で手話を伝えていた人たちの活動を紹介します。

▷問合せ 福祉課 (☎ 766-8701, ☎ 766-8895)

手話ってなに？

手話とは、手や指、口と顔の動きなどを目で見て読み取る言語です。「視覚言語」と聞くことが多いかもしれません。日本語や英語などといった多言語のうちのひとつです。

また、聴覚に障がいのある人のみが使うコミュニケーションツールだと思われがちですが、学校で外国語を勉強するように、誰でも学び、習得することができます。

「ろう者」と手話の歴史

聽覚に障がいのある人のうち、主に手話で会話をすることを「ろう者」といいます。ろう者にとって手話は必要不可欠です。しかし、近年までは、聞こえる人のコミュニケーションは、相手の口の動きを読み取り、発声して会話をする「口話」が重要であるとされており、手話で話すことでの口話の習得を妨げるとして、手話の使用が禁止されていました。そのため、手話を使うことに対する理解されないことが多く、差別の対象となることも少なくありませんでした。



「一緒に」という意味の手話
人差し指で「人」と「人」が寄り添っている姿を表す

手話×学び

町内を中心に「伝える」活動をしている「手話サークル マジック」では、社会福祉協議会と連携し、様々な活動を行っています。

町内の小・中学校で、年に1回程度実施している「手話に触れる授業」では、手話やろう者についての基礎はもちろん、ジェスチャーゲームをしたり指文字での自己紹介なども学びます。



アットホームなサークル。和気あいあいと活動しています。

▷活動日 毎週水曜日午後7時～（第5水曜日は休み）

▷ところ 日生住民センター

▷問合せ 町ボランティア活動センター
(☎ 764-5813, ☎ 766-8511)



日本語字幕付き! ゆずり葉 君もまた次のきみへ

町手話言語条例制定記念として、日本語とは別の「もう一つの言語・手話」をキーワードに、いくつもの世代をつなぐ心温まる映画を上映します。

▷とき 10月22日（土）

午前10時30分～（開場=10時）

▷ところ 文化体育館小ホール

▷入場料 無料

▷問合せ 福祉課



梶山 メイリン

副委員長



私は何か言語を勉強したいと思ったときに、手話に出会いました。手話講座を受け、ろう者の集まりやサークル活動などで習得しました。

講座などを受講し、勉強することはもちろん大切ですが、日本語に方言や地域性があるように手話も表現の仕方は様々です。実際にろう者の今泉さんと話すのと私の手話では表現の違いもあります。ですから、多くの方に、手話サークルやイベントなどに参加し、ろう者と話をして手話を知つてほしいと思います。

聞こえる人と聞こえない人では、文化や物事のどちらにも違いがあります。例えば、「10時5分前に集合」と案内があれば、聞こえる人は9時55分に集合すればいいんだということがわかりますよね。しかし、ろう者はこうした表現を使いません。ろう者は、「10時5分」に集合してしまいます。

には、このような具体例などからもお伝えできればと考えていますので、あまり構えず気軽に参加いただければ嬉しいです。聴覚に障がいのある人が観光などで猪名川町に訪れる、「コミュニケーションがとりやすく楽しかった」、「また、来たい！」と言つてももらえるようになることが、私や一緒に活動するみんなの目標です。

手話×日常

7月29日、第一回猪名川町手話施策推進会議が開催され、今後の手話普及に向けた取り組みなどが話し合われました。

委員長を務める今泉さんと副委員長の梶山さんにお話を伺いました。

今泉 友幸

委員長



皆さんは、学校で日本語を話す授業を受けましたか？私は乳児の頃から耳が聞こえず、「ろう学校」に通いました。学校では、「□」

やつと1年生の学習をするため学びが遅れます。さらに、手話のない□話での授業です。正確にすべての□話を読むことは難しく、今

話も習得すれば、健聴者と同じように生活できる」と教えられ、手話は禁止され、小学3年生までは一般的な授業ではなく、□話だけを学びます。喉に手を当て振動を真似したり、舌の動きを真似して発声する練習をしました。4年生で

話も習得すれば、健聴者と同じように生活できる」と教えた。「□話」が通用しないことを知りました。私は、自身の経験から、ろう者にとって必要不可欠

手話×行政

1 オリジナル手話動画を見て手話をやってみよう！

6月から職員向けに簡単な手話の動画を作成し、職員間で共有しています。ほかの表現も知りたいと好評だったことから、町のSNSなどを利用し、皆さんにも発信しています！

2 職員も手話勉強中！

役場や各施設の職員を対象に研修を実施しています。

手話だけでなく、聴覚障害のことやろう者について学び、研修をきっかけに職員の手話に対する理解と習得につなげます。



▲9月2日に行われた研修時の様子

まずは知ってください
手話は、聞こえる人にとっては珍しい言語かも
しませんが、普段使つて
いる身振り手振りやジェス
チャーが実は手話なんてこ
とも多くあります。まずは、
皆さんに興味をもつていた
だけるよう、推進会議委員
員も勉強し、伝えていきた
いと考えています。
役場内に手話通訳士を配
置するなど、町が手話を配
いたり考えています。
や関係団体の皆さん、お借りしながら私たち職員
も勉強し、伝えたいとした
いと考えています。
役場内に手話通訳士を配
置するなど、町が手話を配
いたり考えています。

手話を、聞く人にとって
は珍しい言語かも
しませんが、普段使つて
いる身振り手振りやジェス
チャーが実は手話なんてこ
とも多くあります。まずは、
皆さんに興味をもつていた
だけるよう、推進会議委員
員も勉強し、伝えたいとした
いと考えています。
役場内に手話通訳士を配
置するなど、町が手話を配
いたり考えています。
や関係団体の皆さん、お借りしながら私たち職員
も勉強し、伝えたいとした
いと考えています。
役場内に手話通訳士を配
置するなど、町が手話を配
いたり考えています。



福祉課
磯田智穂主事

3 「筆談」できます！

どなたでも利用いただける筆談ボードを役場窓口をはじめ、町内の各施設に設置します。

筆談するときの注意！

- ◆筆談は苦手…という人もいます。いきなり紙やボードを渡すではなく、「書く？」などと書いたものを見せてやり取りするとGOOD！
- ◆文章は読みにくく時間がかかるので、書くのは単語だけ！

10月からスタート！

4 無料で意思疎通支援者が暮らしをサポート！

事前登録をして派遣依頼をすると、意思疎通支援者が同行し通訳を行います。

意思疎通支援者とは

文字に起こして通訳が可能！ 要約筆記者	手話での同時通訳が可能！ 手話通訳者
町に登録の要約筆記者、要約筆記奉仕員	町に登録の手話通訳士、手話通訳者

支援を受けられること

- ◆病院に行くとき
 - ◆冠婚葬祭
 - ◆映画
 - ◆講演会など
- 通勤や通学など毎日の派遣はできませんが、イベントに参加したり映画を見に行くときは利用できます。病院などでは代わりに話を聞くのではなく、通訳として同行しますのでご安心ください！

手続きの流れ

- 派遣希望日の7日前までに福祉課窓口、FAXまたはメールで登録者本人が申請してください
- 申請受付後、福祉課の担当者が意思疎通支援者と日程調整をして派遣する人を決定します
- 派遣希望日の前日までに福祉課からFAXまたはメールで派遣当日の詳細を連絡します

早めの事前登録をお願いします

友だち



自分の手をつないで胸の前で円を描く

名前



名札をつける胸の位置に、親指と人差し指でわつかを作る

歌



両手の人差し指と中指をそろえて顔の横に広げる

好き



人差し指と親指であご先をつまむように下におろす

幸せ



手のひらであごの下を挟む

夢



手を写真の形にして頭の横から斜めに少し動かす

花



花が咲く様子をイメージして、手のひらをねじる

外国语を初めて知り、いきなり話すことができないよう手話もやってみないとわからぬもの。簡単な手話を紹介します。

手話×やつてみる

手話奉仕員養成講習会

▶とき 10月12日～令和5年3月15日（11月23日、12月28日、1月4日を除く毎週水曜日）
▶申込・問合せ 町ボランティア活動センター（☎764-5813、✉766-8511）